

富魅力第39-51号
令和3年2月10日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様

富田林市長 吉村 善美



2021（令和3）年度 自治体政策・制度予算要請について（回答）

日頃は、市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

<継続>

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

【回答課：商工観光課】

就労支援につきましては、地域就労支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、就労困難者のための就労相談や、個別ケース検討会議の実施など、実態やニーズに合わせた支援メニューを提供し、支援を実施しています。

また、就職氷河期世代を含む若者を対象に、南河内地域若者サポートステーションによる、若者の就労・自立相談を月1回実施しています。

今後も、国・府・ハローワーク、福祉サービス担当課、南河内地域若者サポートステーションなど、関係機関と十分な連携を図り、就労支援事業に取り組んでまいります。

<継続>

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

【回答課：商工観光課】

ハローワークや近隣市町村、関係機関との連携のもと地元企業との就職面接会を実施するとともに、地域労働ネットワークにおいて、それぞれの地域での取り組み状況の情報共有を行っています。

今後も、国・府などの関係機関と十分な連携をとりながら、雇用・就労対策に取り組んでまいります。

<継続>

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

【回答課：商工観光課、障がい福祉課】

就労支援につきましては、就労支援センターに就労支援コーディネーターを配置し、障がい者等就労困難者のための就労相談や、関係窓口への同行、個別ケース検討会議の実施など、ひとり一人に応じた支援メニューを提供し、寄り添った支援を行うとともに、障がい者の就労や生活に関する問題に対応するため、月1回、障がい者就業・生活相談を実施しています。

また、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行う就労定着支援サービスを2018年4月より実施しております。

今後も、国、大阪府、近隣市町村、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携やサービス等の周知を図りながら、引き続き就労支援の充実に取り組んでまいります。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市町村民に分かりやすい資料等で公表し、市町村の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市町村の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

【回答課：人権・市民協働課】

「第3次富田林市男女共同参画計画」は、女性活躍推進法に基づく推進計画の内容を含む計画として位置付け、本市の現状をはじめ今後の方向性や取り組みを示しながら重点目標ごとに数値指標を設定しており、本計画に基づく実施計画と合わせて市ウェブサイトで公表するなど広く周知を行っています。また、本計画を推進するにあたり、強調する視点として固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むこととしており、男女共同参画意識の醸成を図るための施策を推進しております。

<新規>

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市町村内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

【回答課：商工観光課】

府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報等による周知をはじめ、広く情報発信に取り組んでまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

【回答課：商工観光課】

働き方改革関連法につきましては、引き続き、広報誌で情報の発信を行ってまいります。また、相談機能につきましては、職場での労働条件や賃金、残業代などの未払い、職場のいじめなどに関する相談に関して、各種労働法に精通した社会保険労務士による労働相談を月に1回実施しております。府においても、令和2年4月より、南河内府民センタービルにて、面談による労働相談を週に1回実施しております。

今後も、利用者のニーズや労働情勢なども考慮しながら、労働相談の実施に取り組んでまいります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

【回答課：商工観光課、人権・市民協働課】

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れが進む中、外国人労働者の労働条件や職場環境など労働に関する支援については関係機関と連携を図ってまいります。

また、外国人市民を対象に労働相談など日常生活のさまざまな場面で通訳派遣を行っております。今後は、市の業務内容や災害時の避難情報、国・府からの緊急情報など日常生活で必要とされる情報の多言語化を強化するとともに、相談機能においても多言語に対応できるよう充実してまいります。

<継続>

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

【回答課：商工観光課】

外国人労働者を対象とした就労支援につきましては、必要に応じ、国際交流協会やハローワーク等の機関と連携して対応してまいります。

今後も、先進的・優良な取り組み事例を参考にしながら、就労支援施策に取り組んでまいります。

<継続>

(5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

【回答課：商工観光課】

中小企業の人材育成については、市内の中小企業団体が行う研修・講習会の講師謝礼及び会場借上料の1/2以内（限度額1団体5万円）、本店を市内に有する中小企業者等が、研修のため市内で勤務する役員または従業員を市が規定する研修機関に派遣する場合、受講料の1/2以内（限度額1人につき1回3万円まで、1社当たり3人まで）の補助を実施しています。

今後も、商工会をはじめ関係機関と連携し、中小企業支援施策に取り組んでまいります。

<継続>

(6) 治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

【回答課：商工観光課、健康づくり推進課】

労働者、事業主それぞれからの相談に対応できるよう、労働関係法に精通した社会保険労務士による労働相談を月1回実施しております。府においても、令和2年4月より、南河内府民センタービルにて、面談による労働相談を週に1回実施しております。

本市では、特定健診とがん検診を一緒に受けられるセット健診、日曜日の「がんミニドック」、乳がん検診・子宮頸がん検診が同日に受診できるレディース検診、医療機関での大腸がん検診を実施するなど、受診しやすい検診体制の構築を進めております。また、受診率向上を目指し、市広報誌やウェブサイト等を通じた周知に加え、今年度より個別通知を実施するとともに様々なイベントにおいて啓発活動に努めています。

また、アピアランスケアとして、ウィッグや乳房補正具の助成を実施しており、がん診療拠点病院のがん相談支援センターとも連携しています。

今後もより受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。また、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

【回答課：商工観光課】

MOBIOと連携し、人材育成、技術課題の解決、情報交換などを通じて、より一層の地域活性化に努めてまいります。

また、若者が技能五輪などの大会に挑戦することは、時代を担う青年技術者に努力目標を与えるとともに、技術の向上・継承が期待されることから、商工会をはじめ関係機関と連携し、情報提供に取り組んでまいります。

<継続>

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

【回答課：商工観光課】

新型コロナウイルス感染症に関する融資につきましては、随時変更される制度内容に対応するため、Q&Aや表の作成など、できるだけ見やすくなるよう、市ウェブサイトの情報の更新を行うとともに、市窓口等では、チラシなどを用い、できるだけわかりやすく説明するよう対応に努めております。

また、融資につきましては、大阪府や国において、通常より長い融資期間と猶予期間の融資制度が設定されており、書類作成など事業者の負担ができるだけ大きくならないよう柔軟に制度運用されています。

融資に必要な認定証の発行業務につきましても、すみやかに認定できるよう対応しております。

<継続>

③非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデ

ルとなるよう市町村としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

【回答課：商工観光課】

本市では、中小企業等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援事業を行っており、府では、商工会・商工会議所等と連携して中小企業のBCPの取り組みを支援しております。また、商工会におきましては、BCPの策定に取り組む企業に対し、専門アドバイザーの紹介をしております。

今後、府や商工会、工業団地四組合協議会と連携し、市広報等による周知をはじめ、普及、啓発に努めてまいります。

<継続>

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

【回答課：契約検査課】

下請中小企業振興法、下請ガイドライン、しわ寄せ防止総合対策等について、公共工事の見直し・減少傾向の中で、関係官庁等と連携を取り適正化推進の啓発等を行っているところですが、今後も引き続き下請業者への配慮のため啓発に努めてまいります。

【総合評価入札制度を導入している自治体】（東大阪市、柏原市、富田林市、河内長野市）

<補強>

(3) 公契約条例の制定について (★)

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答課：契約検査課】

公契約条例の制定の目的である労働者の適正な労働条件の確保については、一自治体の条例で解決できるものではないことから、国の方針として整備されるべきものであると考えているところであり、以前より公契約法の制定につきまして国に要望しているところがあります。今後におきましても、同法の制定について、引き続き国に要望してまいります。

【総合評価入札制度を導入していない自治体】（上記以外）

<補強>

(4) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について (★)

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛

生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

※総合評価入札制度を導入しているため2(3)でお答えしています。

<新規>

(5)「中小企業振興基本条例」の早期制定について (東大阪市以外)

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

【回答課：商工観光課】

令和2年4月に「中小企業・小規模企業振興条例」を施行いたしました。

今後は、「中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、中小企業・小規模企業が事業を充実できるような新たな商工施策を引き続き研究してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市町村民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答課：高齢介護課】

令和3年度からの第8期介護保険事業計画の策定において、これまでに、学識経験者や保健医療福祉関係者、公募市民などで構成する「富田林市高齢者保健福祉計画等推進委員会」を4回開催し検討を進めています。

2025年をめざした地域包括ケアシステムの整備、さらには現役世代が急減する2040年の双方を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期に見据えながら検討しています。介護サービスの整備については、第7期計画に引き続き、認知症や重度の要介護状態の人の地域生活を支えるサービスを中心に地域密着型サービスの整備を予定しています。地域包括ケアの周知につきましては、機会を捉え、市広報誌やウェブサイト、関係機関と連携しながら周知に努めていきます。

<継続>

(2)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市町村民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアス

マイル”等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市町村民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

【回答課：健康づくり推進課、保険年金課】

大阪府では「健活10」というキャッチコピーのもと、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目的に、10項目の健康づくり活動を啓発しており、大阪健活マイレージ「アスマイル」と題して健康行動を行った人にポイントを付与するなど、予防医療のさらなる推進に取り組んでいます。本市においても府からの依頼のもと、ポスター掲示やパンフレットなどの活用の他、市広報誌やウェブサイトへの掲載など広く市民にPRしております。

本市では「健康とんだばやし21(第二次)」を平成27年に策定し、その中の健康増進への取り組みとして、運動機能や体力チェックの場を提供するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、身体活動・運動の効果や必要性、ロコモティブシンドロームの予防法や疾病予防についての情報提供に努めています。

また、がん検診についても日曜日の「がんミニドック」や乳がん検診・子宮頸がん検診が同日に受診できるレディース検診を実施するなど、受診しやすい検診体制の構築を進めており、受診率向上を目指し、市広報誌やウェブサイト等を通じた周知を行うとともに様々なイベントにおいて啓発活動に努めています。

今後もより受診しやすい環境整備と、市民への効果的な受診と周知に努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

【回答課：商工観光課】

平成31年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法により、勤務間インターバル制度導入が企業の努力義務となり、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等の措置が講じられます。保健・医療・福祉の分野においても、働くルールが変わり、それぞれの職場でルールを見直され、法律に沿った適切な労働時間・休日等の管理が行われることとなります。

労働者が、心身とも充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境が整備されることが大切であることから、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けて、労働条件を整備するよう国に働きかけてまいります。

<継続>

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師

不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

【回答：健康づくり推進課】

産科・小児科医をはじめとする地域医療を支える医師を確保するため、診療科間・地域間の医師偏在を解消し、地域の実情に応じた医療提供体制の構築等必要な対策を大阪府に求めるとともに、産科医の確保等が困難な状況に鑑み、助産師の確保及び働く環境と待遇の改善を図るとともに、院内助産及び助産師外来の充実を求めてまいります。

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

【回答：高齢介護課】

現在の介護分野の人材不足は深刻であり、また、2025年以降、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、介護人材の確保への取り組みは重要であると認識しています。本市でも府社会福祉協議会や南河内の自治体で構成する「介護人材確保連絡会議」にて介護人材確保に向けて協議しているところです。

しかしながら、資格取得のための助成やキャリアアップのための仕組みの整備につきましては、市単位での実施が困難であると考えますことから、国や府の動向を注視しながら、近隣自治体・関係機関・事業者とともに福祉・介護人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

<継続>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答：高齢介護課】

本市では、市内3つの生活圏域にそれぞれ包括支援センターを設置しています。各包括支援センターは連携体制をとり情報共有や機能の平準化を図っています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を続けていけるよう地域の支援者や支援機関との連携や機関紙の発行等を行い身近な相談窓口となるよう情報発信しています。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

【回答課：こども未来室】

本市の年度当初における待機児童の状況で、平成27年までの10年間はゼロでしたが、平成28年に発生し、ピークは平成30年の41人となりました。

待機児童解消に向けての施策として、平成30年度に家庭的保育の事業所を2園開設し、平成31年4月に宙保育園（民間）を開設しました。また、令和2年4月に葵音つばさこども園（民間）を開設するとともに、市内既存保育所ともっち保育園を3歳児までの認可から就学前の保育が実施できるよう認可定数を増設しました。

現在、令和3年4月開設に向けて民間保育所（仮称：富田林桜げんき学園）の建設を進めています。また並行して令和4年4月と令和5年4月の開設に向け認可保育施設の設置運営事業者を公募しているところです。

今後も増え続ける保育ニーズの動向を見極めつつ、民間による認可保育施設の誘致の継続を検討してまいります。

<補強>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

【回答課：こども未来室、人事課、教育指導室】

保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件・職場環境の改善や研修機会の確保に努めてまいります。

民間保育所・認定こども園・家庭的保育事業者との園長会を必要に応じて開催しており、意見交換を行っています。今後も継続して開催し、保育の質の向上につなげてまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答課：こども未来室】

病児保育事業については、平成28年9月から富田林病院の院内保育施設に併設する形で事業化し、平成30年1月からは当日予約の受付けや、利用時間や前日予約の受付時間を拡大するなど事業の充実に努めています。

また、令和2年度には、病児保育事業の対象者の一部へのアンケート調査を実施しました。その調査結果も参考にしながら、事業の課題等を抽出し、改善の検討をしております。

乳児保育については、年度当初の待機はありませんが、年度の後半には待機が発生していることから施設の整備も含めて、解消できるように取り組んでまいります。

延長保育について、保育所・認定こども園の開所の基本は11時間であり、標準時間認定については、保育所・認定こども園では、7時から19時（一部の園7時～18時30分）まで、延長保育料を徴収せずに取り組んでいます。

夜間保育については、実施していませんが、休日保育については、引き続き実施に向けた取り組みを行います。

さらなる拡充については、的確なニーズ把握を行い検討しております。

<継続>

④子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答課：こども未来室、地域福祉課】

居場所づくりを行う子ども食堂に対して補助金の交付支援を行うほか、市社会福祉協議会などと連携した食材支援や食材提供ルートの開発、スキルアップ研修や情報交換会、開設相談など様々な支援に取り組んでいます。

<補強>

⑤子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、虐待防止プログラムの受講体制を整えたうえ、相談業務を担う職員には専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答課：こども未来室、教育指導室】

オレンジリボン運動については、近年、児童虐待防止推進月間に市長も児童虐待防止啓発用に作成したオレンジ色のジャンパーを着用し公務に従事するなど、こども未来室の職員とともに更なる啓発活動に努めています。また、4月広報紙に「体罰が許されないものとして法定化された」ことを掲載し、地域全体で体罰の禁止を含む虐待防止に関心が持てるように取り組んでいます。

本市では、子育て世代包括支援センター（愛称ゆにぞん）を、市役所と保健センターに設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施しています。また、虐待防止プログラムとして「MYTREEペアレンツプログラム」の開催や、大阪府が開催する「母子保健コーディネーター育成研修」や「虐待防止スキルアップ研修」などに職員

が参加することで、相談支援業務に係る専門性の向上にも努めています。

児童虐待は未然に防ぐことを第一としていますが、それが困難な場合は、早期に発見し対応することが重要です。本市では要保護児童対策地域協議会が中核となり、コロナ禍においても学校との連携を強化しながら、早期発見・早期支援など適切な支援につなげているところです。

<新規>

⑥小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

【回答：健康づくり推進課】

小児医療体制としては、近隣3市2町1村による南河内南部広域小児急病診療体制の下に休日・年末年始、夜間の診療及び土曜日・日曜日の16時から20時までの初期救急空白時間帯における診療について実施しております。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

【回答課：教育指導室】

本市では、小学校1・2年に加えて、市独自で小学校6年、および中学校3年で35人以下学級を実施するための教員を配置しております。また、教職員の長時間労働の是正にむけまして、ICTを用いた勤務時間の管理に努めておりますが、在校時間の上限の遵守に向けて、教職員定数の改善等について国や府に、強く働きかけてまいります。

<継続>

(2)奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市町村における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

【回答課：教育指導室】

生活保護受給者を除く本市在住の高校生（全日制、単位制、定時制、通信制）・高等専門学校生に対し奨学金を給付しております。今年度はコロナ禍における学生支援のため、予算を拡充して給付いたしました。新たな奨学金制度を導入することについては、本市を取

り巻く状況が厳しさを増す中であっては難しいと考えています。

奨学金にかかる相談については、引き続き取組みを継続してまいります。また、奨学金制度の改善については、機会あるごとに、国および府へ要望してまいります。

(3)人権侵害等に関する取組み強化について

<継続>

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

【回答課：人権・市民協働課】

本市では、人権啓発冊子やチラシ、ポスター、市ウェブサイト等を通じて「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を広く周知するとともに、差別的な行為を扇動するような言動や書き込みはしないなど、ヘイトスピーチを許さない社会の実現に向けて人権教育・啓発活動に取り組んでいます。また、ヘイトスピーチに関する相談等については、人権擁護委員や法務局と連携を図りながら対応してまいります。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市町村民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市町村においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答課：人権・市民協働課】

LGBTに代表される性的マイノリティの人たちが抱えるさまざまな課題や性の多様性について、広報誌や人権啓発冊子、「とんだばやし人権フェア」などの講演会、職員研修等を通じて正しい知識と理解の推進に取り組んでおります。

また、具体的支援として、行政文書における性別欄の見直しや、本年7月からは「パートナーシップ宣誓証明制度」を導入するとともに、当事者の社会的孤立を防ぎ、支援者も一緒になって悩みや思いを共有し、互いに理解しあう居場所として「コミュニティスペース」を開催するなど、当事者が安心して地域で暮らせるよう行政として支援に取り組んでおります。今後は、公的施設での対応や環境整備に取り組んでまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市町村民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答課：商工観光課、人権・市民協働課】

同和問題をはじめとする幅広い人権問題の解決を積極的に推進することを目的として、大阪企業人権協議会が設立され、府内市町村単位の地域連絡会から構成されています。富田林市企業人権協議会も地域連絡会の一つであり、大阪企業人権協議会が中心となり、会員企業を対象に、公正な採用選考に向けて、研修会や啓発活動を行っているところです。

本市におきましても、大阪企業人権協議会と連携し、引き続き、啓発活動を行い、市民への周知を図ってまいります。

また、部落差別解消法については、市ウェブサイトや人権啓発冊子などにおいて市民への周知・啓発に努めているところですが、特に若年層については、「とんだばやし人権フェア」などさまざまな機会を通じて周知を図るとともに、あらゆる人権課題についても教育・啓発に取り組んでまいります。

<新規>

(4) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答課：選挙管理委員会事務局】

本市では投票の利便性と投票率の向上を図るため、期日前投票所を市域の中心に位置する市役所と、大規模住宅市街地の金剛地区に位置する金剛連絡所の2か所で期日前投票の全期間開設しております。また、投票率においては、特に若年層の向上に取り組んでおり、市内の小学校、中学校及び高校の児童や生徒に対して若い頃から政治への関心を高めていただけるよう啓発事業を行っているところです。

共通投票所の設置や期日前投票時間の延長など投票の利便性を向上させる取組みにつきましては、社会情勢や他自治体の状況を参考にしながら、あらゆる選挙人にとって投票しやすい環境づくりと投票率の向上に努めてまいります。

<新規>

(5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答課：都市魅力課】

本市では、ふるさと納税制度の趣旨に鑑み、納税者にあらかじめ設定した4つの使い道のいずれかを選択いただき、その用途に沿った事業の財源の一部として寄附金を活用させていただいています。そのため、現行の制度の中では、特定の用途に優先的に運用することは難しいですが、ご要請の視点も含め有効活用に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

食品ロス削減にむけて、市町村民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答課：商工観光課】

本市では、市民や事業者に対して、市広報誌やウェブサイトを通じて、啓発に関する情報発信を行っております。また、消費者庁から配布される啓発チラシに等も活用しながら食品ロス削減に向けた啓発に努めます。

また、本市消費者啓発講座でも、独自でエシカル消費に関するチラシを作成するなど、食品ロス削減をメニューに取り入れ、啓発活動に取り組んでおります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答課：こども未来室、地域福祉課】

こども未来室では、令和2年5月より市内公立保育所において、各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめて市内の子ども食堂に寄贈する「フードバンクTonTon」を試行開始しました。同年8月からは、市役所本庁職員にも毎月1回「フードバンクTonTon」の開催をチラシ等で呼びかけることで、食品ロスや貧困などの社会的認知を高める活動を行っています。

また、認定NPO法人ふーどばんく OSAKA と「生活困窮者自立支援制度におけるフードバンクを活用した支援事業に関する協定」を締結し、自立相談支援窓口を通じて、緊急的に食糧を必要とする生活困窮者の支援を行ってまいります。

<継続>

(3) プラスチックごみの問題について

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となり、自治体においても使い捨てプラスチックの削減や資源循環が進むよう効果的なとりくみが求められている。ポリ袋の有料化がスタートし市町村民の意識が高まるタイミングであることから、効果的な具体的施策を行うこと。

【回答課：環境衛生課】

本市では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化、資源化、循環型社会の形成を目的として、市民・事業者・行政が一体となって、資源ごみの分別収集を実施し、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）の取り組みを推進しています。

4Rの取り組みについては「ごみの分け方・出し方」のパンフレット、各種イベントや出前講座などを通じて、ごみの適切な出し方などの周知・啓発を実施しています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染の原因の1つにプラスチックごみのポイ捨てが挙げられることから、本市では、令和元年6月21日に「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。さらに、令和2年7月1日には地球環境保全やSDGsの達成への寄与を目的に、「富田林市ライオンズクラブならびに株式会社サンプラザとプラスチック製レジ袋削減に係る連携・協力に関する協定」を締結しました。

今後も引き続き、市広報誌などでプラスチックごみのポイ捨て防止のための啓発を実施してまいります。

<継続>

(4)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市町村独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答案：商工観光課】

本市では、消費者啓発講座を毎年開催しており、講座メニューには本市消費生活センターに多く寄せられている相談内容や社会情勢に応じた事例を取り入れています。引き続き、消費者教育もふまえた内容も盛り込みつつ、消費者に倫理的な行動を促すための啓発にも取り組んでまいります。

<補強>

(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答課：危機管理室、高齢介護課】

富田林警察署管内における令和元年(平成31年)中の特殊詐欺発生件数は23件、被害金額は、約2,800万円となっており、前年と比べ14件増加しています。

高齢者が狙われる特殊詐欺、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺など、給付金を装った詐欺電話などは全国のあらゆる地域で報告されており、本市も例外ではありません。

市民の皆さんへの注意喚起として、市ウェブサイトにて情報の掲載、青パト、公用車での広報、富田林警察署管内防犯協議会による広報に協力など、防犯意識向上のための情報提供を行っています。また、本市では令和元年10月に富田林警察署監修のもと、特殊詐欺

防止の注意喚起を呼び掛けるマグネットステッカーを制作しました。公用車に貼付し、市民の皆さんへの注意喚起を引き続き行います。

「自動通話録音機」などの特殊詐欺対策機器は、高齢者を狙った特殊詐欺対策に有効な方法の一つと考えます。他の自治体の事例を参考にしつつ、導入方法を研究してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターが設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答課：都市計画課】

駅舎のバリアフリー化促進については、本市が鉄道事業者に対し整備費の一部を補助し、令和2年3月に市内の全6駅（近鉄長野線「喜志駅」、「富田林駅」、「富田林西口駅」、「川西駅」、「滝谷不動駅」、および南海高野線「滝谷駅」）について、バリアフリー化整備を完了いたしました。

これらの設備の維持管理等の財政負担の在り方につきましては、他市・国の動向も考慮しながら、所有・管理者である鉄道事業者と連絡・調整を図ってまいります。

<新規>

(2) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

【回答課：こども未来室、道路交通課】

キッズゾーンの設置については、保育施設の管理者、大阪府、富田林警察署などの関係機関と連携し、保育施設周辺道路における園児などに対する注意喚起や、散歩コースにおける安全対策の推進に向け、保育担当部局とともにキッズゾーンの設置に向けた検討を行なってまいります。

又、キッズゾーン設置の有無にかかわらず、運転者に対する注意喚起につきましては、市広報誌やウェブサイトなどを通じ情報発信に努めます。

<新規>

(3) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

【回答課：道路交通課、商工観光課】

近年、高齢者を中心に買い物や、通院などの移動が困難な方が増えている事から、本市にとっても早急に対策を講じる必要があると認識しており、このような問題を解決するため、公共交通の充実をはじめとした移動手段の確立が重要と考えております。

この問題は、日々の暮らしに直結することから、「誰もが安心して安全に移動できる交通体系」をめざし、買い物や通院などの移動手段の確立にむけ、庁内各関係部局での検討を重ねてまいります。

また、事業者への支援としましては、市内で新たに創業される事務所設置の工事費や宣伝広告費などに利用していただける創業支援補助金や、保証料や利子の補給などの負担軽減を図った小規模企業融資事業などの活用が考えられることから、庁内各関係部局と十分連携し、対応してまいりたいと考えております。

<新規>

(4) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答課：上下水道総務課】

本市水道事業については、「安全」、「強靱」、「持続」を観点に、10年間の具体的取組を示した「富田林市水道事業ビジョン」を平成29年3月に策定し、冊子・市ウェブサイト等で公開させていただいております。この水道事業ビジョンには、持続可能な水道とするための組織力・技術力強化の重要性についても記載しているところです。

また、この水道事業ビジョンをもとに、安定した経営を行うための「富田林市水道事業経営戦略」を令和元年10月に定め、事業運営に取り組むとともに、水道事業の経営状況を市民の皆様理解していただけるよう、予算や決算の状況を、広報誌などを通じ公開しており、さらに、上下水道事業をわかりやすく解説した「上下水道だより」を作成し、各戸にお配りをしています。

今後の水道事業につきましては、人口の減少や、節水機器の普及により水道収入の減収が進むことが想定され、さらに、水道施設の老朽化や耐震性確保への対策等が必要となることから、事業経営は厳しさを増していくと想定されますが、様々な角度から検討を重ね、引き続き安全・安心な水道供給に、取り組んでまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍

でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

【回答課：危機管理室、健康づくり推進課、地域福祉課】

平成26年8月に富田林市洪水・土砂災害ハザードマップを全戸配布しましたが、市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が新たに指定されたことから、平成29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂し全戸配布しました。また、大阪府において、令和2年度中には、河川の浸水想定区域が見直しが行われることから、それを受けて、洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂し全戸配布します。今後も、適時新たな情報に更新し、市民に周知してまいります。

また、防災訓練についても、平成27年度より指定避難所を開設する訓練を実施し、より多くの市民の皆さんに参加いただけるよう取り組んでいますが、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市防災訓練は中止といたしました。

災害時の医療提供体制につきましては、本市の地域防災計画等により三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や医療機関との連携について役割等が決められています。また、大阪府済生会富田林病院は、令和2年11月に完成した新しい病院施設において、陰圧化できる感染診察室と病床2室を備えるなど、新型コロナウイルス等の未知の感染症への対応をされており、さらに、大規模地震にも対応できるよう病院建物に免震構造を取り入れ、市の災害医療センター機能を担うなど、災害時医療への対応にも努めておられます。

「避難行動要支援者名簿」の更新は、新規登録を随時受け付けるとともに、定期的な更新作業を実施しています。また、訓練については、町会（自治会）・自主防災会などによる自主的な地域の防災訓練において「避難行動要支援者」に関連した訓練を実施いただけるよう、出前講座などを通して、訓練実施に向けた働き掛けをしてまいります。

市ウェブサイトでは、いち早く情報を取得できるよう「緊急・防災情報」をトップページの最上部に表示するなど工夫をしていますが、今後も改善に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が収束しない現状において、感染拡大防止、予防を行いながら、避難所を開設・運営することを目的とした避難所開設・運営者用の簡易マニュアルを作成しました。

<補強>

(6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

【回答課：危機管理室、消防総務課、警備救急課】

公助の担い手である消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力があり、大規模災害時には地域防災力の中核として、自主防災組織、地域住民と連携を図る必要がある事か

ら、地域の訓練、自主防災組織の訓練において、連携を強化するため指導的な役割を担っています。さらに、令和2年度に「女性消防団隊」を発隊し、地域住民に対する防災意識の普及活動、災害時の後方支援活動を通し地域コミュニティとの連携強化に取り組んでまいります。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の経験から自主防災組織の必要性が認識されることとなり、本市におきましても平成9年度より設立が始まり、現在76組織が、訓練・広報等の活動を展開されております。

本市といたしましては、これまで未結成の地域に対し設立に向けた支援を行うとともに、既存の組織に対しては運営補助を行い、また、組織の構成員を対象に防災リーダーの養成を行っており、引き続き地域防災力の向上に努めてまいります。

また、富田林市社会福祉協議会と、協定を締結し、災害ボランティアの活動環境整備に努めております。

また、帰宅困難者の一時避難できる場所の確保については、鉄道事業者や地域企業との協議を検討してまいります。

<補強>

(7)地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

【回答課：危機管理室】

気象警報発表時に災害警戒本部を設置し、さらに避難所開設の必要性や避難情報発令の可能性などの対応時には、災害対策本部に移行することとなります。また、地震発生時については、震度4で災害警戒本部を設置し、震度5弱以上で災害対策本部を設置し、職員が自動参集することとしています。

緊急時の人員体制の確保については、十分な人員体制が図れるようその確保に努めてまいります。

なお、交通機関が麻痺している場合に、最寄りの自治体に出勤することについては、広域的な連携・調整が必要となることから、近隣自治体と意見交換を行い、課題整理に努めてまいります。

自治体間の連携については、隣接する自治体と避難者の受け入れについての協定を締結していますが、今後、連携の強化を図ってまいります。

<継続>

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止

のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答課：危機管理室】

府により市域を流れる河川の新たな洪水リスク分析や土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が指定され、平成29年7月に洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂しました。全戸配布することで危険な箇所を市民に周知するとともに、日頃からの備えや災害時の取るべき行動、避難情報の内容についてなども合わせて記載し、注意を呼び掛けています。

また、土砂災害警戒区域や河川の破堤箇所などの対策工事について府に要望してまいります。

住民への啓発活動としては、市ウェブサイトへの掲載や、地域を訪問し、出前講座の開催を通して、防災の啓発を実施するとともに、地域で開催される防災訓練への協力・参加を積極的に取り組んでいます。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市町村民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市町村民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答課：危機管理室】

市ウェブサイトや広報誌等において、市民の皆様には制度の周知などを行い、事業活動を休止するなどの判断材料となるよう努めます。

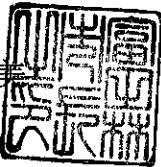
災害発生時のコロナ対策については、今年度に、避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編簡易版)を作成し、感染症対策を追加しました。また、マスクや消毒液、段ボールベッド、パーティションなどを避難所に配備しました。

今後もコロナ対策を含んだ災害対応に取り組んでまいります。

富魅力第39-52号
令和3年2月10日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
河内地域協議会
議長 鳥井 一雄 様

富田林市長 吉村 善美



新型コロナウイルス感染症対策に関する自治体予算要請について（回答）

日頃は、市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

【回答課：健康づくり推進課】

受診相談体制におきましては、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、国・大阪府の主導のもと、11月より保健所を介さずに直接かかりつけ医等の身近な医療機関等に相談のうえ、診療・検査を受けることができる体制が整備されたところです。また、治療に必要な衛生備品等につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会に備蓄状況について確認し、不足しているという医療用マスクやフェイスガードについて、本市の備蓄品及び市民の皆様、大学、企業などからご寄付いただきました当該衛生備品等をお届けいたしております。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管

理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

【回答課：危機管理室】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、現状、市としても通常業務に加え、コロナ対策に係る業務も行っており、人員を配置することは難しい現状です。

物品の配布や、清掃・消毒につきましては、今後、検討してまいります。

(2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業（労働者）への支援について

① PCR検査の拡充、及び必要物資の供給

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

【回答課：健康づくり推進課】

令和2年8月31日開催の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議では、今後の方針としてクラスターが発生した施設等の全職員を対象に一斉・定期的な検査の実施を検討することとされました。しかし、自治体の救急隊員・保育士・教員などへの定期的なPCR検査につきましては、無症状の職員等に対するPCR検査の費用は、医療保険が適用されないため全額自治体の負担となり、本市の財政規模では、市独自の検査を実施することは非常に厳しいことに加え、PCR検査の受託先の確保も難しい現状です。

この間、国では感染リスクの高い医療機関や福祉施設への感染予防物資の配布の実施や、医療機関・薬局等に関する感染拡大防止対策への支援など、様々な新型コロナウイルス感染症対策が講じられてまいりましたが、今後も引き続き、国・大阪府の動向を注視し、状況に応じPCR検査の対象者の拡大等、感染拡大予防対策について要望してまいります。

② 保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

【回答課：こども未来室、高齢介護課】

令和2年4月に国において新型コロナウイルス感染症に伴い「緊急事態宣言」が発出された際も、可能な方には家庭での保育や介護を要請しながらも、必要な方への事業継続をしてまいりました。今後も、国・府の動向も注視しながら、引き続き必要な方が保育や介護を利用できる体制の維持に努めてまいります。

また、保育所等の運営費については国の公定価格に基づき給付されており、新型コロナウイルス感染症に伴い休園となった場合であっても運営費の減額はしないことになっております。通常保育以外は減額となることから、今後対応を検討してまいります。

③介護サービス提供体制の強化

介護事業所でクラスター発生や家族が感染し、利用者が濃厚接触者となった場合の対応について、代替サービス等のサービス提供がスムーズに行えるよう居宅介護支援事業所との連携を強化し体制を整えること。また、コロナ感染拡大によるサービス利用自粛者のADL（日常生活動作）低下が進まないための対策を講じること。加えて、介護事業所の利用控えが続かないよう、利用再開に向けたガイドライン、及び施設での面会や外出の制限についてもQOL（クオリティ オブ ライフ）向上に向けたガイドラインを策定すること。

【回答課：高齢介護課】

事業所に向けた新型コロナウイルス対策として、速やかな情報発信や対応ができるよう、インターネットメールにて市内介護保険事業所とやり取りを行っています。また、在宅で介護を受けておられる高齢者等が介護者の新型コロナウイルスの罹患により必要な介護を受けることができなくなった場合に、速やかに必要な介護サービスが受けられるよう対応事業者に対して協力金支給事業を実施しています。コロナ禍の対応として、自宅でできる体操の動画やメニュー紹介、DVDの配布、介護事業者には、適切な感染症対策を講じた上でのサービス提供が行えるよう、国や府からの通知の発信や感染予防物資の提供を行っています。

④感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

【回答課：人権・市民協働課】

本市では、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うとともに、同感染症に関連する差別や偏見をなくし、医療従事者などを含め一人ひとりの立場にたって、みんながこの難局を乗り越えていけるよう、「新型コロナウイルス感染症をみんなで乗り越える富田林市人権尊重メッセージ」（令和2年9月30日）を発信しました。

また、コロナ禍ではパワーハラスメントの増加も懸念されることから、未然防止やその対応など事業主が講ずべき措置について、広報誌や啓発冊子をはじめさまざまな媒体を活用しながら周知を図ってまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

【回答課：商工観光課】

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく事業所に対する休業などを要請する権限は、大阪府知事にありますことから、本市としましては、大阪府と連携し、市ウェブサイト等での情報提供に努めてまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

【回答課：商工観光課】

市窓口等においては、利用できる制度など、必要に応じ、情報提供に努めております。

今後も、国、府、ハローワーク、富田林商工会等の関係機関と連携し、中小企業者等の支援に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

【回答課：商工観光課】

市窓口等での相談は、随時対応しております。富田林商工会においては、月に3回、市役所にて税理士による経営相談を実施しています。また、府においては、大阪府よろず支援拠点において、中小企業診断士などのコーディネーターが経営に関するさまざまなお悩みの相談に対応しております。

今後も、府、富田林商工会等の関係機関と連携し、中小企業者等の支援に努めてまいります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

【回答課：危機管理室】

現在、本市におきましては、ウェブサイトや広報誌、新聞折込み、青色防犯パトロールなどにより、給付金や助成制度などの周知や、啓発を行っております。また、コロナ相談窓口を設置し、様々な相談に対応しています。今後も引き続き、市民の皆様に周知、

啓発を行ってまいります。

(4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

【回答課：危機管理室】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市内の医療機関や介護施設などの施設に、マスクや、消毒液、フェイスシールドなどの提供を行いました。今後は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況も鑑み、継続して、エssenシャルワーカーへの感染予防に関する支援に努めてまいります。

(5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

【回答課：教育指導室】

本市におきましては、国の補助金等を活用しながら、感染拡大防止に必要な消耗品や業務遂行に必要な消毒液やマスク等の確保に努めているところです。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

【回答課：教育指導室】

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により発生する修学旅行等の宿泊行事のキャンセル料、また、実施にあたって密を防ぐためのバス増台や大型化に係る費用、行程変更等に伴う費用増等の負担軽減を図るために、補助を実施しているところです。

③ 教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

【回答課：教育指導室】

新型コロナウイルス感染症対策として、本市におきましては教員の消毒作業等の業務負担を軽減するために、本年度、市立小中学校にスクールサポートスタッフを配置しているところでございます。併せて、コロナ対策のための国の加配教員を市内に計5名配置しております。また、引き続きスクールソーシャルワーカーの有効活用も図ってまいります。